

石綿による健康被害のある元従業員の皆様
またはご遺族の皆様

2019年5月10日

アスベスト（石綿）による健康被害の救済制度について

昨年、当社のグループ会社を退職された方で、石綿に係る労災認定が1件ありました。当社およびグループ会社において、現在、石綿の取り扱いはなく、過去に施工された部分に関しても、完全に封じ込め、暴露がない状況となっております。今回、労災認定の対象となられた方は、石綿が問題となる2005年以前に、石綿などを使った配管の保温作業を主に担当されておりました。

石綿による健康被害は、極めて長い期間を経て発症することが特徴とされております。今回、石綿の暴露可能性のある元従業員の皆様で、石綿に起因すると思われる健康被害のある方、またはそのご遺族の方を対象として、「石綿健康被害救済制度」についてお知らせ致します。

「石綿健康被害救済制度」(概要)

✓ 健康管理手帳(石綿)について

- 石綿が原因の病気になっていなくても、過去に石綿に関する職歴がある場合などは、年2回無料で健康診断を受診できる「石綿健康管理手帳」の交付を受けられる場合があります。

✓ 労災保険給付及び特別遺族給付金について

- 石綿が原因で病気になった場合、労災保険制度による「労災保険給付」または、石綿健康被害救済制度による「特別遺族給付金」もしくは「救済給付」を受けられる場合があります。

詳細は 下記、厚生労働省のリーフレットを参考ください。

https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/dl/120406-1_leaflet.pdf

[お問い合わせ先]

塩野義製薬 人事総務部 労政グループ

TEL:06-6209-6892